

別表 1

| 改修工事の内容（一体工事を含む） |   | 単位あたりの金額  | 単位       |                                     |
|------------------|---|---|----------|-------------------------------------|
| ①                | 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良によりその勾配を緩和する工事 | 614,600円  | 箇所数      |                                     |
| ②                | 浴室を改良する工事                                 | 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事                                 | 472,300円 | 施工面積（m <sup>2</sup> ）※ <sup>1</sup> |
|                  |   | 浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事  | 495,400円 | 箇所数                                 |
|                  |   | 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事                       | 26,800円  | 箇所数                                 |
|                  |   | 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事                           | 56,500円  | 箇所数                                 |
|                  |   | バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事                                       | 514,600円 | 箇所数                                 |
| ③                | 便所を改良する工事                                 | 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事                                 | 271,700円 | 施工面積（m <sup>2</sup> ）※ <sup>2</sup> |
|                  |   | 便器を座便式のものに取り替える工事   | 348,400円 | 箇所数                                 |
|                  |   | 座便式の便器の座高を高くする工事  | 306,700円 | 箇所数                                 |
| ④                | 出入口の戸を改良する工事                              | 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事   | 149,400円 | 箇所数                                 |
|                  |   | 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事（戸に開閉のための動力装置を設置するもの（以下「動力設置工事」という）） | 447,800円 | 箇所数                                 |
|                  |   | 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事（戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という））         | 136,100円 | 箇所数                                 |
|                  |   | 戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの                                | 26,700円  | 箇所数                                 |
| ⑤                | 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路を改良する工事     | 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事  | 20,500円  | 施工面積（m <sup>2</sup> ）               |
|                  |   | ドアノブ又は水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事又は取手等を取り付ける工事                        | 14,000円  | 箇所数※ <sup>3</sup>                   |

※ 1 工事後（既存+増加分）の浴室の床面積（ただし、以下のすべてを満足すること）

- (1) 工事後の床面積が1.8m<sup>2</sup>以上
- (2) 短辺の内法寸法が1,200mm以上

※ 2 工事後（既存+増加分）の便所の床面積（ただし、以下のいずれかを満足すること）

- (1) 工事後の長辺の内法寸法が1,300mm以上
- (2) 便器の前方若しくは側方における便器と壁の距離が500mm以上

※ 3 以下の施工箇所ごとに、レバーハンドル等、取手等各1箇所ずつまでとする。（例. 洗面所出入口のドアノブをレバーハンドルに取り替え、取手等を2か所取り付けつけた場合は2箇所として計算する（取手等は1箇所として扱う））

- (1) 便所
- (2) 浴室
- (3) 洗面所・脱衣室
- (4) 浴室・便所・洗面所・脱衣室以外の居室
- (5) 廊下・階段・玄関